

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和 46 年 1 月 16 日
条 例 第 5 号

改正

昭和 46 年 3 月 8 日 条例第 14 号
昭和 52 年 2 月 26 日 条例第 2 号
昭和 63 年 2 月 29 日 条例第 1 号
平成 15 年 2 月 19 日 条例第 2 号
平成 20 年 11 月 10 日 条例第 1 号

昭和 49 年 3 月 2 日 条例第 2 号
昭和 57 年 2 月 22 日 条例第 1 号
平成 13 年 3 月 5 日 条例第 1 号
平成 19 年 2 月 16 日 条例第 2 号
令和 6 年 2 月 8 日 条例第 1 号

(議員報酬)

第 1 条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議 長 月額 12,000 円

副議長 月額 11,000 円

議 員 月額 10,000 円

第 2 条 議長、副議長及び議員には、日割計算によりその職に就いた日から議員報酬を支給する。

第 3 条 議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、日割計算によりその日（議長、副議長はその職を離れた日の前日）までの議員報酬を支給する。

第 4 条 第 2 条及び前条の日割計算は、その月の日数から職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 55 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 5 号）において準用する藤井寺市の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 41 年藤井寺市条例第 19 号）第 3 条第 1 項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として計算するものとする。

第 5 条 議員報酬は、毎月支給する。ただし、3 箇月ごとに一括支給することができるものとする。

(費用弁償)

第 6 条 議会議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、職員の旅費に関する条例（昭和 46 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 7 号）において準用する藤井寺市の職員の旅費に関する条例（昭和 34 年藤井寺市条例第 23 号）の例により旅費を支給する。

(委任)

第 7 条 この条例に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 46 年 3 月 8 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 3 月 2 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和52年2月26日条例第2号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年2月22日条例第1号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月29日条例第1号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年2月19日条例第2号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月16日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月10日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月8日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。